

「ローン推進講座」
テキストNo. 1に関するお詫びと訂正

この度、ご受講いただきました「ローン推進講座」テキストNo. 1について、下記のとおり訂正致しますので、学習にあたりご留意いただければ幸いです。受講者の皆様には、ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

●P133 下から3行目「具体的には、贈与する側が…」～P134 1行目「…のです。」の部分について、相続時精算課税制度の解説の記述に誤りがあったため、下記の通り訂正致します。

正) 具体的には、受贈者が2,500万円まで贈与税を納めずに贈与を受けることができ、贈与者が亡くなったときに、その贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額から相続税額を計算し、一括して相続税として納税する制度です。

なお、2,500万円を超えた分の贈与には、贈与時に20%の贈与税がかかりますが、相続税を計算する際に支払った贈与税相当額は控除されます。

誤) 具体的には、贈与する額が2,500万円に達するまで非課税とし、これを超えて贈与を受けた分についても、税率20%の課税を、贈与した人が亡くなったときに加算して相続税を徴収するものです。

●同様に、P135 図表中の相続時精算課税の選択「非課税限度額」についても、下記の通り訂正致します。

正) 複数年にわたり利用できる限度は2,500万円。これを超える部分については、相続時に20%の贈与税がかかるが、相続税を計算する際に支払った贈与税相当額は控除される。

誤) 複数年にわたり利用できる限度は2,500万円。これを超える部分については、相続時に20%の税金がかかる。

「ローン推進講座」
テキストNo. 2に関するお詫びと訂正

この度、ご受講いただきました「ローン推進講座」テキストNo. 2について、下記のとおり訂正致しますので、学習にあたりご留意いただければ幸いです。受講者の皆様には、ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

※P123 1行目「本人以外からの弁済には…」～P124 5行目「…第三者に対抗する要件です。」の部分については、2017（平成29）年の民法改正に対応していない記述があったため、この部分を全て下記の通り現行法の解説に訂正致します。

6. 親兄弟・親戚などからの代位弁済・引受け

本人以外からの弁済には、保証人・担保提供者など、弁済について正当な権利を有する者からの弁済と、親兄弟・親戚・知人などのように債務者（ローン借主）と人間的なつながりは強いかもしれませんが、当該債権について法的利害関係にない人たち（第三者）からの弁済とがあります。前者を「法定代位弁済」、後者を「任意代位弁済」と呼んでいます。

民法499条では、「債務者のために弁済をした者は、債権者に代位する」と規定しており、法定代位と任意代位を区別していません。しかし、両者は同じものではありません。

法定代位弁済は当然に債権者に代位するのに対し、任意代位弁済は金融機関が債務者に通知し、債務者の承諾がなければ、第三者に対抗できないことになっています。しかもその通知または承諾は、確定日付のある証書によって行わなければなりません（民法467条、500条）。